

○山形県警察の広報に関する訓令

昭和53年3月28日

本部訓令第6号

改正 昭和55年3月22日本部訓令第5号

平成2年11月1日本部訓令第17号

平成4年7月14日本部訓令第10号

平成5年3月19日本部訓令第5号

平成6年3月29日本部訓令第9号

平成6年10月28日本部訓令第23号

平成12年11月7日本部訓令第15号

平成13年3月23日本部訓令第11号

令和6年6月6日本部訓令第12号

注 令和6年6月から改正経過を注記した。

山形県警察広報規程（昭和30年本部訓令第4号）の全部を改正し、昭和53年4月1日から施行する。

（目的）

第1条 この訓令は、山形県警察における広報活動に関し、必要な事項を定め、総合的かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

（一部改正〔令和6年本部訓令第12号〕）

（広報活動の意義）

第2条 この訓令において、広報活動とは、県民に対し警察活動の実態を正しく知らせるとともに、警察に対する要望意見等を警察運営に反映させる諸活動をいう。

（職員の心構え）

第3条 警察職員は、常に広報活動の実践者であることを自覚し、あらゆる機会を活用して広報活動の推進に努めるとともに、県民に好感を与えるよう言語、態度に留意しなければならない。

（広報活動）

第4条 広報活動とは、次に掲げるものをいう。

- （1）警察関係法令等の周知に関すること。
- （2）警察が行う施策の目的、内容等の広報に関すること。
- （3）報道機関、官公庁その他諸団体との広報連絡に関すること。

- (4) 広聴活動に関すること。
- (5) 広報活動に必要な企画、調査研究及び指導教養に関すること。
- (6) 広報資料の収集、管理及び提供並びに広報紙（誌）の発行に関すること。
- (7) その他広報活動に関すること。

（一部改正〔令和6年本部訓令12号〕）

（広報重点の設定）

第5条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、広報活動の推進を図るため、年間の広報重点（以下「広報重点」という。）を設定するものとする。

- 2 所属長は、前項の広報重点に基づき、広報の主題、対象、媒体、時期等について十分検討し、広報活動の効果的な推進に努めなければならない。

（一部改正〔令和6年本部訓令12号〕）

（広報事務担当者等）

第6条 広報活動の円滑な推進を図るため、所属長の下に広報事務担当者を置き、副署長、次長又は所属長が指名する者をもって充てる。

- 2 広報事務担当者は、所属長の指揮を受け、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 広報重点の実施に関すること。
- (2) 所属で企画した広報活動の実施に関すること。
- (3) 部外の者からの取材対応に関すること。
- (4) 広報活動に関する所属職員の指導教養に関すること。
- (5) 所属内の各係及び関係機関との広報活動に係る連絡調整に関すること。

- 3 所属長は、執務時間外においては、警察本部の所属にあつては総合当直長に、警察署にあつては当該警察署の当直長（以下「総合当直長等」という。）に前項各号に掲げる業務を代行させることができる。

- 4 所属長は、主任以上の職にある職員のうちから広報事務担当補助者を指名するものとする。

- 5 広報事務担当補助者は、第2項各号に掲げる業務について広報事務担当者を補佐するとともに、広報企画の策定及び資料の収集、整理等に従事するものとする。

- 6 広報事務担当者及び総合当直長等以外の職員は、部外の者から取材を受けたときは、自己の判断により回答せず、速やかに広報事務担当者に報告するものとする。

（一部改正〔令和6年本部訓令12号〕）

（広聴活動）

第7条 広く県民の要望、意見等を聞き、これを警察運営に反映させるとともに、警察活動の実態を説明してその理解と協力を得るため、積極的に広聴活動を行うものとする。

(一部改正〔令和6年本部訓令12号〕)

(意向調査)

第8条 所属長は、その所管事項に関し意向(世論)調査を実施する場合は、あらかじめ本部長の承認を受けるものとし、その結果については速やかに報告するものとする。

(一部改正〔令和6年本部訓令12号〕)

(要望意見等の処理)

第9条 所属長は、主管事項に係る県民からの要望、意見、苦情等で報道されたものについては、速やかに関係所属長と協議のうえ処理しなければならない。この場合において、報道機関を通じて回答する必要があると認められるものについては、本部長の承認を受けて処理するものとする。

2 前項によるもののほか、広聴活動で知り得た要望、意見、苦情等についても、前項に準じて適正に処理するものとする。

(一部改正〔令和6年本部訓令12号〕)

(重大事案の広報活動)

第10条 大規模災害その他社会の関心を集めるような特異な事案が発生したときは、直ちに警察本部又は当該事案の発生地を管轄する警察署に広報班を置き、迅速かつ的確な広報活動を実施するものとする。

2 前項の広報班の班長及び班員は、本部長又は署長が指名する者をもって充てる。

(一部改正〔令和6年本部訓令12号〕)

附 則 (令和6年6月6日本部訓令第12号)

この訓令は、令和6年6月6日から施行する。